

## 調査の概要

### (1) 調査の目的

日本看護協会は昭和40年以降4年毎に会員を対象とした調査を実施しており、今回の「昭和60年会員実態調査」はその第6回目にあたる。

今回調査では、属性・労働条件・勤務状況の実態に加え、昭和61年4月の「男女雇用機会均等法」施行をひかえてこれに関係する母性保護措置・福利厚生等の実態をも明らかにした。

さらに、今回は特に「看護職の職業人像」をテーマとしていくつかの項目を設定した。現場で感じている問題や、やりがいなど仕事に対する意識の領域から社会的ネットワークや余暇生活など私的領域にわたって、「看護職の職業人像」をある程度トータルに把握することを意図している。

### (2) 調査の対象者

昭和60年7月末現在の日本看護協会会員281,110名を母集団としてサンプリングした9,235名を調査対象とした。

### (3) 調査の対象期日

調査は、昭和60年10月現在の状況について行った。ただし、一部の事項については、昭和57年1月以降の状況について調査を行った。

### (4) 調査の実施期間

昭和60年10月～12月

### (5) 調査の方法

層別系統抽出による標本調査法を用いた自計式調査。会費納入票を原簿として職能別に無作為抽

出した9,235名の会員の勤務先に本部より直接調査票を郵送し、本人記入の上直接本部に返送とした（返信用封筒同封）。

必要標本数は「昭和56年会員実態調査」による平均年齢およびその標準偏差から以下のように算出した。

○会員全体の平均年齢	m : 36.0歳
	年齢の標準偏差 : 11.02
○保健婦の平均年齢	m <sub>1</sub> : 39.1歳
	年齢の標準偏差 : 11.78
○助産婦の平均年齢	m <sub>2</sub> : 39.0歳
	年齢の標準偏差 : 11.88
○看護婦(t)、准看護婦(t)の平均年齢	m <sub>3</sub> : 35.1歳
	年齢の標準偏差 : 10.49

N : 必要標本数

δ : 目標相対精度0.01, 信頼水準95%

M : 母集団

$$N = \frac{M}{\frac{(M-1)(\delta m)^2}{2^2 \sigma^2} + 1}$$

$$= \frac{281110}{\frac{(281110-1) \times (0.01 \times 36.0)^2}{2^2 \times 11.02^2} + 1}$$

$$\approx 3694$$

ネイマンの最適配分により各職能別の必要標本数を次のように算出した。

M<sub>1</sub> : 保健婦会員数

M<sub>2</sub> : 助産婦会員数

M<sub>3</sub> : 看護婦(t), 准看護婦(t)会員数

保健婦必要標本数  $N_1$

$$N_1 = N \times \frac{M_1 \times \sigma_1}{M_1 \times \sigma_1 + M_2 \times \sigma_2 + M_3 \times \sigma_3}$$

$$= 3694 \times \frac{17722 \times 11.78}{17722 \times 11.78 + 12091 \times 11.88 + 251297 \times 10.49}$$

$$\approx 258$$

助産婦必要標本数  $N_2$

$$N_2 = N \times \frac{M_2 \times \sigma_2}{M_1 \times \sigma_1 + M_2 \times \sigma_2 + M_3 \times \sigma_3}$$

$$= 3694 \times \frac{12091 \times 11.88}{17722 \times 11.78 + 12091 \times 11.88 + 251297 \times 10.49}$$

$$\approx 178$$

看護婦(1), 准看護婦(1)必要標本数  $N_3$

$$N_3 = N \times \frac{M_3 \times \sigma_3}{M_1 \times \sigma_1 + M_2 \times \sigma_2 + M_3 \times \sigma_3}$$

$$= 3694 \times \frac{251297 \times 10.49}{17722 \times 11.78 + 12091 \times 11.88 + 251297 \times 10.49}$$

$$\approx 3258$$

$$N_1 + N_2 + N_3 = 3694$$

ただし、回収率を40%と見込み、それぞれ上記の2.5倍以上をとり、計9235名を抽出した。

(6) 回収・点検・集計

有効回収数は4541票で、回収率は49.2%であった。

実績相対精度を改めて下記のように計算すると0.009で目標相対精度を満たした。

$$\delta = 2 \frac{M - N}{(M - 1)} \cdot \frac{\delta^2}{N} \cdot \frac{1}{m^2}$$

$$= 2 \frac{(281110 - 4541)}{(281110 - 1)} \times \frac{(10.55)^2}{4541} \times \frac{1}{(35.3)^2}$$

$$\approx 0.009$$

なお、記入の点検・集計は普及開発部調査研究室が行った。集計はコンピュータによる。

(7) 調査の担当

調査票の設計、標本抽出、回収・点検、集計および分析は普及開発部調査研究室奥村元子・藤田和夫が担当し、奥村元子が報告書を取りまとめた。

(8) 調査票の様式 (P 3 参照)

## 昭和60年会員実態調査

会 員 各 位

昭和60年10月

社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、昭和40年以来4年ごとに会員実態調査を行なってまいりましたが、今年はその6回目の実施年にあたります。

今回は特に、「会員看護職の職業人像」をテーマとし、現場でさまざまに悩み迷いながらも、公私にわたる社会的ネットワークや学習・余暇活動を背景に、着実に歩みつづける看護職の姿を浮彫りにしていきたいと考えています。また、昭和61年4月の『男女雇用機会均等法』の施行前後の実態を比較するための項目も含まれております。

なお、本調査票をはじめて記入される方が多いと思いますが、調査の対象者は全国の会員から約30名におひとりの割合で無作為に選び、その結果あなたにお願いすることになりました。調査の結果は統計的に処理しますので、お答えが外部にもれてあなたにご迷惑のかかるようなことは一切ございません。お忙しい中大変恐縮ですが、上記の趣旨を御理解の上、どうぞご協力をお願いいたします。

ご記入されたこの調査票は、**昭和60年11月30日**までに、同封の本協会宛の封筒にそのまま入れて返送して下さい。

※本調査についてご不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〒150 東京都渋谷区神宮前5-8-2

社団法人 日本看護協会 調査研究室

電話 03-400-8331 (内線231)

昭和60年会員実態調査質問用紙

**記入のてびき** を必ずお読みの上お答え下さい。☞印のある設問は、特に注を設けています。  
 あなたにあてはまる番号を○でかこみ、□の中には適当な数字を記入して下さい。  
 特にことわりのない限り、昭和60年10月1日現在のこととしてお答えください。

【はじめにあなたご自身のことについておたずねします。】

- F 1. 所属支部県
- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1. 北海道  | 2. 青森  | 3. 岩手  | 4. 宮城   | 5. 秋田   |
| 6. 山形   | 7. 福島  | 8. 茨城  | 9. 栃木   | 10. 群馬  |
| 11. 埼玉  | 12. 千葉 | 13. 東京 | 14. 神奈川 | 15. 新潟  |
| 16. 富山  | 17. 石川 | 18. 福井 | 19. 山梨  | 20. 長野  |
| 21. 岐阜  | 22. 静岡 | 23. 愛知 | 24. 三重  | 25. 滋賀  |
| 26. 京都  | 27. 大阪 | 28. 兵庫 | 29. 奈良  | 30. 和歌山 |
| 31. 鳥取  | 32. 島根 | 33. 岡山 | 34. 広島  | 35. 山口  |
| 36. 徳島  | 37. 香川 | 38. 愛媛 | 39. 高知  | 40. 福岡  |
| 41. 佐賀  | 42. 長崎 | 43. 熊本 | 44. 大分  | 45. 宮崎  |
| 46. 鹿児島 | 47. 沖縄 |        |         |         |

F 2. 満年齢 □ 歳

F 3. 性別 1. 男 2. 女

F 4. 結婚 1. 既婚有夫(妻)  
 2. 既婚離死別  
 3. 未婚

F 5. 子供の有無 1. 子供なし  
 2. 子供あり → 子供の人数 □ 人  
 → 末の子供の年齢 □ 歳

☞ F 6. 最終学歴

一般学歴	新教育制度	1. 中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 大学院
	旧教育制度	6. 尋小 7. 高小 8. 高女 9. 専門学校 10. 大学
専門学歴	新教育制度	1. 准看学院 2. 高校衛生看護科 3. 進学コース 4. 高等看護学院 5. 短大(2年) 6. 短大(3年) 7. 保健婦学校 8. 助産婦学校 9. (専門学院)保健婦助産婦科 10. 大学 11. 大学院
	旧教育制度	12. 看護婦養成所 13. 助産婦養成所 14. 保健婦養成所 15. 専門学校 16. 大学 17. 看護婦検定 18. 助産婦検定 19. 保健婦検定 20. 保健婦規則附則

F 7. 所持免許 (あなたが持っている免許をすべて○でかこんで下さい。)

1. 保健婦 2. 助産婦 3. 看護婦 4. 准看護婦

F 8. 看護職としての  
通算経験年数  年目

F 9. 協会の会員としての  
通算年数  年目

F 10. 現在の勤務形態

1. 自営業種 (内容 \_\_\_\_\_)
2. 正職員
3. 臨時職員
4. 休暇・休業(職)中 → S Q. 1. 産休中 2. 育児休業中  
3. その他の休暇・休業(職)中
5. 離職中 (定年退職も含む) → [問11へおすすみください。]

F 11. 現在の勤務場所

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病・産院</li> <li>2. 診療所</li> <li>3. 保健所(駐在所も含む)</li> <li>4. 市町村(支所も含む)役場</li> <li>5. 都道府県庁、省庁</li> <li>6. 一般学校</li> <li>7. 看護教育機関</li> <li>8. 会社・事業所</li> <li>9. その他</li> </ol>	<p>→ S Q 1. 病床数</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 99床以下</li> <li>2. 100~299床</li> <li>3. 300~499床</li> <li>4. 500~899床</li> <li>5. 900床以上</li> </ol> <p>→ S Q 2. 設置主体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国立(厚生省)</li> <li>2. 国立(文部省)</li> <li>3. 国立(その他; 労働福祉事業団、公社、その他)</li> <li>4. 都道府県</li> <li>5. 市町村</li> <li>6. 日赤</li> <li>7. 厚生連・北海道社会事業協会 国保連合会・済生会</li> <li>8. 厚生団・船員保健会・健保連・国保組合 共済組合・全国社会保険協会連合会</li> <li>9. 学校法人</li> <li>10. 医療法人・個人</li> <li>11. 会社・公益法人・その他の法人</li> </ol> <p>→ S Q 3. 現在の所属部署</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外来</li> <li>2. 内科系病棟</li> <li>3. 外科系病棟</li> <li>4. 産科・婦人科系病棟</li> <li>5. 小児病棟</li> <li>6. 混合病棟</li> <li>7. 精神病棟</li> <li>8. 結核病棟</li> <li>9. 老人病棟の認可をうけている病棟</li> <li>10. 手術室</li> <li>11. 救急</li> <li>12. ICU・CCU</li> <li>13. 中央材料室</li> <li>14. 人工透析センター・人工透析室</li> <li>15. 看護部・総婦長室</li> <li>16. その他 _____</li> </ol>
--	--

F 12. 転職 (異動・転勤は含みません) の経験

1. あり → 現在の職場は  度目の職場
2. なし

F 13. 現在の勤務場所での  
勤続年数

年目

F 14. 現在の職位 1. 一般職 2. 中間管理職 3. 管理職

F 15. 現在の職種 1. 保健婦 2. 助産婦 3. 看護婦(士)  
4. 准看護婦(士) 5. 看護教員 6. その他

**【あなたの職場の労働条件についておたずねします。】**

問 1. あなたの 1 週間辺りの所定労働時間は何時間ですか。所定の昼休み、所定の休憩時間はのぞいてお答えください。

1. ~31時間59分 2. 32時間~35時間59分 3. 36時間~39時間59分  
4. 40時間 5. 40時間1分~43時間59分 6. 44時間  
7. 44時間1分~47時間59分 8. 48時間 9. 48時間1分~53時間59分  
10. 54時間 11. 自営業主なのでできていない

問 2. あなたは 1 か月間に、実際に超過勤務を何時間しましたか。昭和60年 9 月についてお答えください。(超過勤務手当がつかなかった時間も含む)

1. なし 2. ~4時間59分 3. 5時間~9時間59分  
4. 10時間~14時間59分 5. 15時間~19時間59分 6. 20時間~24時間59分  
7. 25時間~34時間59分 8. 35時間~44時間59分 9. 45時間~49時間59分  
10. 50時間以上 11. 自営業主なので該当しない

問 3. 給与についておたずねします。できましたら昭和60年10月の給与明細書をご用意下さい。あなたの給与総額はいくらですか。また基本給はいくらですか。別々にお答え下さい。なお、自営業主の方は必要経費をさし引いた実収入額を月平均額になおし、税込み給与総額としてその項だけお答え下さい。(千円単位まで、それ以下は四捨五入してご記入下さい。)

● 税込み給与総額 (基本給に調整手当、夜勤手当等の諸手当を含めた総額)

万  千円

● 基本給額

万  千円

問 4. あなたの職場の所定の週休の形態と日数をおききします。

1. 週休 1 日 2. 週休 1 日半 (半日とは土曜日などの半日勤務)  
3. 完全週休 2 日 4. 月 3 回週休 2 日 5. 隔週週休 2 日  
6. 月 2 回週休 2 日 7. 月 1 回週休 2 日 (4 週 5 休制も含む) 8. その他

問 5. では、あなたは所定の週休はいつも休めますか。

1. 休める 2. 休めないこともある 3. 休めないことが多い  
4. ほとんど休めない

問6. 1年間の所定の有給休暇日数は何日ですか。ただし、前年度繰り越し分や、有給休暇とは別に決められている年末年始の休み、夏期休暇などは含みません。

年間所定有給休暇日数  日

問7. また、あなたは昨年1年間に有給休暇を何日とりましたか。ただし、有給休暇とは別に定められている年末年始の休み、夏期休暇などは含みません。

昨年（昭和59年）1年間の消化日数  日

問8. あなたの職場では育児休業制が認められていますか。

1. 認められている      2. 認められていない

問9. 現在あなたの職場には施設内保育所がありますか。

1. ある      2. ない

問10. 夜間の勤務についておたずねします。あなたの夜勤はどのような体制ですか。

1. 職場に夜勤はない  
 2. 職場に夜勤はあるが現在は夜勤をしていない(日勤のみ)  
 3. 三交替制  
 4. 変則三交替制  
 5. 当直制  
 6. 二交替制(変則も含む)  
 7. 夜勤専従  
 8. 寮または自宅で待機  
 9. その他

→ S Q 1. 1か月に何回位あなたは夜勤をしていますか。昭和60年9月について、準夜・深夜勤それぞれの回数をお答え下さい。

準夜勤:  回    深夜勤:  回

→ S Q 2. あなたのいる看護単位は何人夜勤ですか。準夜・深夜勤別にお答え下さい

準夜勤:  人夜勤    深夜勤:  人夜勤

→ S Q 4. 夜間看護手当は1回につきいくらですか。準夜・深夜勤別にお答え下さい。(夜間割増分を除いた定額分のみ)

準夜勤 1回  円

深夜勤 1回  円

問11. あなたの職種には定年退職制度がありますか。

1. ある      2. ない

→ S Q 1. あなたの職種の定年についてうかがいます。

非管理職の定年は  歳

→ S Q 2. 上の定年は男女で

1. 差はない      2. 女性のほうが長い      3. 男性のほうが長い  
 4. 同じ職種に男性はいない

→ S Q 3. 同じ職場の事務職とでは

1. 差はない      2. 看護職のほうが長い      3. 事務職のほうが長い  
 4. その他

【あなたの職場の福利厚生についてうかがいます。】

問12. 社宅・借上住宅（独身寮は除く）への入居

1. 誰でも利用できる
2. 世帯主であれば、女性も利用できる
3. 女性には適用されない
4. 適用される職種が限られており、看護職には適用されにくい
5. さまざまな制限があつて、実質的には女性には適用されにくい
6. 制度そのものがない
7. わからない

問13. 持家取得についての援助（融資・資金積立・利子補給など）

1. 誰でも利用できる
2. 世帯主であれば、女性も利用できる
3. 女性には適用されない
4. 適用される職種が限られており、看護職には適用されにくい
5. さまざまな制限があつて、実質的には女性には適用されにくい
6. 制度そのものがない
7. わからない

【あなたの職場の母性保護についてうかがいます。】

問14. あなたは生理休暇をとっていますか。

1. 大体とっている
2. あまりとっていない
3. まったくとっていない
4. 該当しない（閉経後・看護師など）
5. 生理休暇は認められていない

＊問15～問17は、昭和57年12月以降に仕事を続けながら妊娠・出産を経験された方だけにおたずねします。それ以外の方は問18へおすすみ下さい。

問15. あなたは実際に産後に休暇を何週とりましたか。また、その内訳もお答え下さい。

実際にとった産後の休暇  週

- 産後休暇として  週
- 年次休暇として  週
- 育児休暇（業）として  週
- ※（産休・年休の終了時から数え始めるもの）
- その他

問16. あなたが産前にうけた母性保護の措置はどれですか。あてはまるものに全てに○をつけて下さい。

1. 夜勤免除  → S Q. 妊娠何か月からの免除でしたか。  か月から
2. 当直免除
3. 超過勤務免除
4. 夜勤日数または当直回数減少
5. 配置転換
6. 時差通勤
7. つわり休暇
8. 通院休暇
9. その他の措置
10. 措置はうけなかった



問17. また、産後にうけた母性保護の措置はどれですか。あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

1. 夜勤免除  → S Q. 出産後何か月まで免除でしたか。  か月まで  
 2. 当直免除
3. 超過勤務免除                      4. 夜勤日数または当直回数の減少                      5. 配置転換  
 6. 育児時間                              7. 育児休業    8. その他の措置

【以下は「看護職の職業人像」をテーマとする設問です。】

問18. あなたは看護職としての仕事を選んだことに満足していますか。

1. 満足している                      2. 満足していない

問19. 看護職としての仕事をやめたいと思ったことがありますか。

あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. ない                                      2. 過去にあるが、今はやめたいとは思っていない  
 3. 現在やめたいと思っている

問20 看護職として働くなかで、「やりがい」を感じるのはどんな時ですか。

以下のなかからあてはまるものを3つ以内で選んで下さい。

1. 医師やパラメディカルスタッフから信頼され評価される  
 2. 職場の上司から信頼され評価される  
 3. 職場のスタッフから相談されたり意見を求められたりする  
 4. 機器の操作や医学的知識をいちやく身につけ活用する  
 5. 業務に関連して研究などをまとめ、機会をとらえて発表する  
 6. 患者やその家族から感謝される  
 7. 患者のニーズに応じて適確な援助や満足のいく対応ができる  
 8. 仕事のなかで自分が人間的に成長したと思える  
 9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問21. 看護職として働くなかで、いま切実な問題は何でしょうか。

主なものを3つ以内で選んで下さい。

1. 勤務時間が不規則  
 2. 人手不足で労働量が多い  
 3. 仕事にみあった収入が得られない  
 4. 夜勤が多い  
 5. 責任が重く精神的に負担である  
 6. 新しい知識や技術を習得していくのがむずかしい  
 7. 看護業務の範囲がはっきりしない  
 8. 看護職の目から「こうしたほうがよい」と思うことが現場ではなかなか活かされない  
 9. 仕事の上での相談相手がいない  
 10. 自分の健康に不安がある  
 11. 自分の看護職としての適性や能力に不安がある  
 12. 自分の管理者としての適性や能力に不安がある  
 13. 毎日の仕事がマンネリ化しやすい  
 14. 看護職同士の人間関係がむずかしい  
 15. 医師やその他のスタッフ等との人間関係がむずかしい  
 16. 責任あるポストや権限が与えられない

17. 社会的な評価が低い  
 18. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問22. 仕事のなかで問題や悩みにぶつかったとき、あなたはどのような行動をとるでしょうか。日頃のご自分をふりかえって、下の項目の中からあてはまるものを**3つ以内**でお答え下さい。

1. 本を読んだり講演や研修などに出て、その問題の解決法をみつけた
2. 問題解決のため当事者や関係者と話しあってみる
3. 信頼できる人に相談をもちかける
4. じっと我慢して、状況のかわるのを待つ
5. 宗教的な心の支え(祈り、教典、祈とうなど)を求める
6. 睡眠薬や精神安定剤などを用いて精神の安定をはかる
7. お酒を飲んでうさばらしをする
8. 親しい人にとぎやかに騒いで気晴らしをする
9. おいしいものを食べたり、やけ食いをしたりする
10. 誰かに悩みを聞いてもらう
11. 問題になっていることはあまり深刻に考えず、はしゃいだような態度をとる
12. 趣味・レジャー・スポーツに熱中することで気晴らしをする
13. 何もせず寝てしまう
14. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問23. あなたが現在親しく交際している人とは、どのような機会に知りあいましたか。

- 3つ以内でお答えください。
1. 看護学校等に在学中
  2. 1以外の学校に在学中
  3. 現在の職場で
  4. 3以外の職場で
  5. 住まいの近隣
  6. 子どもを通じて(父母会、PTAなど)
  7. 趣味や学習のサークルなどを通じて
  8. 労働組合活動や社会的関心をもった集まりなどで
  9. 宗教・信仰の場で
  10. 知人・友人から紹介されて
  11. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問24. 家事や育児をする上で、不都合が起こったときや、あなた自身が病気になったりした時に、あなたのまわりにはあなたを手伝ったり、代わってやってくれたりする人がいますか。

1. いる                      2. いない                      3. 必要ない
- ↳SQ. それはどなたですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。
1. 配偶者      2. 自分の親      3. 配偶者の親      4. 子供
  5. 兄弟姉妹      6. 友人・恋人など      7. 家政婦・ヘルパーなど
  8. 近隣の人      9. 職場の仲間      10. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問25. あなたの仕事を日頃評価し、認めてくれている人があなたのまわりにいますか。

1. いる                      2. いない
- ↳SQ. それはどなたですか。あてはまるもの全てに○をつけてください
1. 配偶者      2. 子供      3. 1、2以外の家族      4. 職場の上司
  5. 職場の仲間      6. 看護職の友人      7. 看護職以外の友人
  8. 恋人      9. 恩師      10. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問26. 仕事の上で悩みにぶつかったとき、あなたの気持ちを察して支えてくれる人が、あなたのまわりにいますか。

1. いる

2. いない

→SQ. それはどなたですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 配偶者      2. 子供      3. 1、2以外の家族  
4. 職場の上司   5. 職場の仲間      6. 看護職の友人  
7. 看護職以外の友人   8. 恋人   9. 恩師   10. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問27. あなたは過去1年間に、以下にあげる学校等に半年以上在籍しましたか。

1. した

2. しない

→SQ 1. あてはまるもの全てに○をつけてください。

- |   |
|---|
| 1. 高等学校(定時制・通信制)<br>2. 4年制大学(昼間)   3. 4年制大学(二部)   4. 4年制大学(通信制)<br>5. 大学院      6. 大学等の研究生      7. 大学等の聴講生<br>8. 短期大学(昼間)   9. 短期大学(二部)      10. 短期大学(通信制)<br>11. 専門学校<br>12. 各種の通信教育<br>13. その他の学校等 ( _____ ) |
|---|

→SQ 2. 上の学校で主に学んでいるのは、どんな分野のことがらでしょうか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 看護学   2. 福祉学   3. 心理学   4. 社会学  
6. 教育学   7. 医学      8. 東洋医学(はり・灸を含む)   9. 薬学  
10. 医療事務   11. 外国語   12. 理学・作業・言語療法など  
13. 高等学校課程   14. カウンセリング   15. その他 ( \_\_\_\_\_ )

→SQ 3. これらの学校等での授業時間は週あたりおおよそ何時間位でしょうか。

1. 通学の必要はない      2. 2時間未満  
3. 2時間以上10時間未満      4. 10時間以上20時間未満  
5. 20時間以上      6. その他 ( \_\_\_\_\_ )

→SQ 4. 過去1年間に、これらのためにかかったお金(授業料・受講料・教材・テキスト代等)はおおよそどれくらいですか。

1. 10万円未満      2. 10万円以上20万円未満  
3. 20万円以上30万円未満      4. 30万円以上40万円未満  
5. 40万円以上50万円未満      6. 50万円以上

→SQ 5. へつづく

- SQ 5. 学校等で学ぶことは、あなたにとってどんな意味をもっていると感じますか。最も近いものを1つ選んでください。
1. 自分の視野を広げる
  2. 現在の仕事の上で役立つ
  3. 他の職場や職種への転身を計る
  4. 仕事のことを忘れて熱中できる
  5. 気分転換や気晴らし
  6. 収入に結びつけたい
  7. 生活にうるおいをもたせる
  8. 新たな人間関係を求めて
  9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問28. 現在あなたには趣味・習いごと・スポーツ・レジャーなどがありますか。

1. ある

2. ない

- SQ 1. それはどのような事ですか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。
1. ジョギング・テニス・水泳など
  2. エアロビクス・ジャズダンス・ヨガ・体操など
  3. 音楽・映画・演劇などの観賞
  4. 登山・サイクリング・旅行・ドライブなど
  5. お茶・生け花・洋裁・編物・手芸・料理など
  6. 文芸・絵画・写真など
  7. 音楽演奏・コーラス・詩吟・民謡など
  8. その他 ( \_\_\_\_\_ )
- SQ 2. 過去1年間に、これらのためにかかったお金はおおよそどれ位ですか。
- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1. 10万円未満       | 2. 10万円以上20万円未満 |
| 3. 20万円以上30万円未満 | 4. 30万円以上40万円未満 |
| 5. 40万円以上50万円未満 | 6. 50万円以上       |
- SQ 3. SQ28-1のうちで主なものについてうかがいます。  
これらのことは、あなたにとってどんな意味をもっていると感じますか。最も近いもの1つを選んでください。
1. 生きがい
  2. 仕事のために活力をたくわえる
  3. 仕事のことを忘れて熱中できる
  4. 気分転換や気晴らし
  5. 収入に結びつけたい
  6. 生活にうるおいをもたせる
  7. 健康、体力の増進のため
  8. 何かしていないと不安だから
  9. その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 記入の手びき

※回答はすべてあなたご自身のことについてお答えください。

※事実関係については、特にことわりのない限り、昭和60年10月のことをお答えください。

※答えは全て質問をよくお読みの上、はっきりと記入して下さい。

回答のしかたは、

イ、特にことわりのない限り、あてはまる選択肢を1つだけ選びその番号を○でかこんで下さい。

ロ、□□欄があるものは、適当な数字を記入して下さい。

※下の例のように、→S Qの記号がついているときは、あてはまる番号に○をつけた人だけが必ずS Qに答えて下さい。この例では、『4』と答えた人だけがS Qに進むことになります。

F 10. 現在の勤務形態	1. 自営業種 (内容_____)
	2. 正職員
	3. 臨時職員
	4. 休暇・休業(職)中 → S Q. 1. 産休中 2. 育児休業中
	3. その他の休暇・休業(職)中
	5. 離職中(定年退職も含む) → [問11へおすすみください。]

※問の前に☑印があるものについては、以下の<記入上の注意>を読んだ上でお答え下さい。

### <記入上の注意>

#### F 6. 最終学歴

①一般学歴、専門学歴については最後に卒業した学校の番号を1つだけ○でかこんで下さい。

④看護短大からさらに保健婦学校を卒業した場合は、保健婦学校が最終学歴となります。また在学中および中途退学の学校は最終学歴にはなりません。

②専門教育の項の大学、短大、高校衛看卒の人は、一般教育も大学、短大、高校卒となります。

③外国の学校を卒業した場合も含まれますので、同様に該当する項目番号を○でかこんで下さい。

④青年学校の場合は、『7. 高小』の番号を○でかこんで下さい。

⑤保健婦規則附則によって資格を取得した人で、規則制定以前における保健婦教育の最終卒業学校があるときは、その番号を○でかこんで下さい。

#### F 8. 看護職としての通算経験年数

看護職とは、保健婦、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、看護教育者、看護行政官等をいい、この職についていた年数をすべて合計したものが通算経験年数となります。(養護教諭・衛生管理者等の経験年数は入りません)。ただし、海外における看護職経験年数は含みません。

#### F 9. 協会の会員としての通算年数

初めて協会に入会してから現在までの年数から、協会に加入していなかった年数を差し引いたもの。

F11. 現在の勤務場所

- 『2. 診療所』：設置主体が会社、事業所であっても、認可を受けていれば診療所として下さい。
- 『8. 会社・事業所』：会社・事業所の保健相談室等の健康管理部門。

F12. 転職の経験

看護職として働いていた職場をやめ、異なる勤務場所に看護職として再就職した場合は、同じ設置主体の中での異動は、転任、転勤であり、転職ではありません。

F14. 現在の職位

- 『1. 一般職』：一般の保健婦、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、専任教諭など
- 『2. 中間管理職』：病棟婦長、主任、保健所・市町村の係長など
- 『3. 管理職』：看護部長、副看護部長、総看護婦長、副総看護婦長、学校長、学部長、教育主事、厚生省の課長・係長、都道府県の係長・主査、市町村の課長など

問10. 夜勤体制 3～8は次のわけ方にしたがって下さい。

- 『3. 三交替制』：日勤・準夜勤・深夜勤の3つの勤務を交替に行っているもので、各勤務帯の勤務時間がほとんど同じ長さのもの
- 『4. 変則三交替制』：3つの勤務を交替に行っており各勤務帯の勤務時間の長さが異なるもの
- 『5. 当直制』：夜間は当直室等で仮眠しながら緊急時に備えるもの
- 『6. 二交替制(変則も含む)』：日勤・夜勤の2つの勤務を交替に行うもの
- 『7. 夜勤専従』：もっぱら夜勤のみに従事するもの
- 『8. 寮または自宅で待機』：寮または自宅にあり、緊急時に電話などで呼び出されて勤務につくもの